

# 第3回産業動物・家畜共済委員会の会議概要

## (産業動物臨床部会常設委員会)

**I 日時** 平成18年5月19日(金) 13:30～16:30

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

#### 【委員】

麻生 哲（日本獣医師会理事・大分県獣医師会会長（麻生獣医科院長））  
穴見盛雄（熊本県獣医師会会長（穴見獣医科医院院長））  
稲庭政則（群馬県獣医師会会長（いなにわ動物クリニック院長））  
小比類巻志朗（青森県獣医師会（小比類巻家畜診療サービス会長））  
近藤信雄（日本獣医師会理事・岐阜県獣医師会会長（近藤獣医科医院院長））  
酒井淳一（山形県獣医師会（山形県農業共済組合連合会第2事業部長））  
種村高一（茨城県獣医師会（種村獣医科医院院長））  
中野 進（兵庫県獣医師会（前・兵庫県農業共済組合連合会参事））  
那須正信（愛媛県獣医師会理事（愛媛県農業共済組合連合会家畜課長））  
濱名張彦（北海道獣医師会理事（北海道農業共済組合連合会家畜部長））  
三野營治郎（三重県獣医師会会長（ファミリー動物病院みの院長））  
横尾 彰（日本獣医師会理事（全国農業共済協会家畜共済総合対策室長））

#### 【農林水産省】

遠藤裕子（消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐）

**【本会】** 大森伸男（専務理事）ほか

**【欠席】** 清水 清（愛知県獣医師会（清水獣医科医院院長））

### IV 議 事

- 1 第2回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（説明）
- 2 産業動物・家畜共済委員会への中小家畜動物臨床小委員会の設置（説明）
- 3 ポジティブリスト制度の導入に伴う動物用医薬品の適正使用対策（協議）
- 4 産業動物診療獣医師の確保対策（協議）
- 5 その他

### V 会議概要

近藤委員長（産業動物臨床部会長）から、①食品衛生法の一部改正によるポジティブリスト制度の施行にあたり、現場における獣医師の対応等の説明に農林水産省担当官の出席をいただいた、②今後とも農家と獣医師が一体となって畜産食品の安全に努めていく必要がある、③また、産業動物診療獣医師の確保対策の論点整理については、さらに検討していきたいとの挨拶があった。

## 1 第2回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（説明）

事務局から、第2回委員会の会議概要が報告され、その中で、第2回委員会においては、検討テーマである「産業動物診療獣医師の確保対策」について、項目ごとに担当委員から提出された論点整理に関する説明の後、意見交換がなされ、今回は、検討内容を踏まえ、さらに委員長及び副委員長で検討内容を整理し、4～5月に開催する委員会に提出することとした。また、鶏及び豚への診療及び衛生指導対応については、別途小委員会を設け検討することとし、小委員会には麻生委員と酒井委員が加わり、委員の人選を行う旨説明がなされた。

## 2 産業動物・家畜共済委員会への中小家畜動物臨床小委員会の設置（説明）

大森専務理事から、前回委員会の意見を受け、委員長、副委員長、麻生委員および酒井委員と調整し、中小家畜の現状と課題に対する対応を検討テーマとして、横尾副委員長を小委員長とし、麻生、酒井委員の他、豚、鶏関係の各2名を新たに委嘱して、7名の委員からなる「中小家畜動物臨床小委員会」を設置する旨説明された。

## 3 ポジティブリスト制度の導入に伴う動物用医薬品の適正使用対策（協議）

(1) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 遠藤裕子課長補佐から「ポジティブリスト制度の導入に伴う動物用医薬品の適正使用等」について大要次のとおり説明が行われた。

ア 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について

(ア) 残留農薬等のポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度

(イ) 食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入

a 現行の規制：農薬、動物用医薬品等に残留基準が設定され、基準を超えて残留している食品の販売が禁止。ただし、規格が定められていないものは、残留していても、原則販売禁止等の規制はなし。

b 制度導入後：

- ・ 厚生労働大臣が指定する、人の健康を損なう恐れのないことが明らかな物質は規制から除外する。
- ・ 残留基準が定められていないものは、人の健康を損なう恐れのない量として厚生労働大臣が一定量（一律基準：0.01ppm）を告示する（一律基準を超えるものは販売等禁止）。
- ・ ポジティブリスト制度の施行までに、現行法11条1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた基準を設定する（残留基準を超える食品は販売等禁止）。

イ ポジティブリスト制度導入に伴う畜水産分野における対応

(ア) 農産物・畜水産物に関する対応

- ・ 農産物（農薬）
- ・ 畜水産物（飼料添加物、農薬、動物用医薬品）

## ウ 動物用医薬品の安全性の確保

### (ア) 安全性確保のための制度

動物用医薬品の承認、要指示医薬品制度、使用規制制度、要診察医薬品制度

### (イ) 動物用医薬品の使用基準

当該医薬品における使用対象動物、用法及び用量、使用禁止期間を設定

### (ロ) 動物用医薬品の適正使用に関する法令遵守の徹底事

動物用医薬品製造販売業者、獣医師、畜産農家等へ薬事監視員の立ち入り検査

### (ハ) 動物用医薬品についての対応

使用基準の改正及び休薬期間の変更

### (ニ) 残留基準が設定されるものについての作業

承認時の残留試験成績・学術文献による確認し、適合が確認できる場合、使用基準の新規設定、現行の使用基準を維持する。また、未確認の場合、新たな動物試験により確認するが、その際も未確認の場合、さらに多くの動物を用いた試験を行い、試験成績に基づく使用基準の新規設定・改正を行う。

### (ホ) ポジティブリスト制度に関する違反を防ぐための「獣医師・畜産関係者」への注意

- ・ 農場での家畜の適正な飼育管理（投与群に薬剤投与の状況を表示、薬剤使用記録の作成と保管）
- ・ 飼料添加物・動物用医薬品の適正な使用（最新の用法・用量・休薬期間の確認と遵守、やむを得ず、獣医師が特例により使用する場合の十分な休薬期間の指示）
- ・ 農場と食品製造・加工業者との信頼関係の構築（動物用医薬品等の適正使用の確認、全成分の分析は困難であり、適正に使用されていれば必須でない）

### (ヘ) ポジティブリスト制度に関する違反を防ぐための「獣医師の特例による承認された用法以外の使用時」の注意

動物用医薬品を対象外動物に使用、承認された投与経路以外で使用、承認された用量より多い用量で使用、人体用医薬品を動物に使用、個人輸入により外国製品を使用する場合は、残留基準値を確認、十分な休薬期間を設定する。

## エ ポジティブリスト制度に係る動物用医薬品の情報提供

動物医薬品検査所ホームページに薬残留対策の注意事項等を掲載し、順次更新

## (2) 以上の説明に対して、大要次のとおり意見交換が行われた。

ア 都道府県での検査については、人材、財政面から一律 200 もの動物用医薬品の検査体制が整っているとは思えない。

イ 問題は指示書発行による動物用医薬品の処方にあると思われる。動物用医薬品は、必ず診療を行った獣医師が直接処方するようにすべきである。農林水産省は、要指示制度についての見直しを行う必要がある。

ウ 薬剤師が 6 年制となり、獣医師の領域が侵される心配がある。薬剤師が農家へ要指示医薬品の使用法を教えている事例もある。

エ 検査は、生産段階で実施し、その場で出荷の可否を示すようにすべきである。

出荷後に販売禁止となると、農家の経済的打撃が大きい。

オ ポジティブリスト制度の導入に際しては、国際基準等でなく、現場での状況を十分理解して実施すべきではなかったのか。現場の状況が十分考慮されていない制度が機能するかどうか疑わしい。

カ 動物用医薬品の一律基準 (0.01ppm) 適用の薬剤を獣医師が適用外使用し、残留した場合、薬事法による獣医師の罰則はなく、食品衛生法により食品が出荷できないこととなる。その際は、獣医師と生産者の間での損害賠償の問題となる。

キ 動物用医薬品について、投与経路が異なれば、基準値はあっても適用外使用となる。犬猫等ペット動物への適用外使用には異論はないが、畜産物生産において獣医師の裁量に任せることは問題である。

ク 前委員会では、食の安全・安心のため、指示書の問題に取組み、農林水産省の理解も得て指示書様式を4枚複写とし、より適正に使用される仕組みを作ったが、その仕組みが十分に守られているとはいえない状況にある。要指示制度は必要であるとの現状認識もある、適正な指示書の発行が行われれば問題は解消されるはずである。

ケ ポジティブリスト制度は欧米では数十年前から実施され、再評価が済んでいる状況であり、わが国の国民はより厳密な規制、安全性を求める性質があることも理解しながら、獣医師の責務として対応していくべきである。農林水産省、厚生労働省、自治体は、獣医師、農家へ積極的に本制度を広報すべきである。

コ 食品の安全・安心は重要であり、産業動物獣医師はポジティブリスト制度を遵守し、農家を指導して、国内の農畜産物の安全性を守ることによって社会評価が得られる。

#### 4 産業動物診療獣医師の確保対策（協議）

(1) 検討報告書案（産業動物診療獣医師の確保対策について）が読み上げられ、その内容について協議が行われた。大要は次のとおり。

ア 畜産資源の現状と今後の動向について

(イ) 管理獣医師のあり方を見直すべきである。酪農でも、企業経営、大規模の農家では一人の獣医師が1日で百頭もの牛を診療する。中小規模の農家まで獣医師の手が回らないのが現状である。

(イ) 獣医師一人あたりの牛の診療頭数は、平成4年が378頭、14年が383.5頭と著しい変動があるわけでない。週休二日や道路事情がよくなり、診療範囲は広がったが、逆に時間を取られるようになり、また、大規模経営の牧場等は山間部に移り、獣医師が足りない状況となった。このように環境の変化も獣医師が不足している一因と思われる。なお、全国的に一律で考えるのではなく、獣医師が不足している地域で、臨床実習等を受入れ、獣医師を確保すると良い。

(イ) (1) のアで、「1戸あたりの頭数は増加しており、牛の飼養頭数はほぼ維持されている」とあるが、別表の数で牛の頭数はわずかながら減ってきているので、この記述は再考すべきである。

## イ 産業動物診療施設及び産業動物診療施設の現状について

酪農組合、経済連では、それぞれ出荷基準が異なり、酪農組合では、獣医師の診療費のみでなく、飼料、車の燃料等すべてについて組合の利用率を換算して、出荷乳量を決めている。これにより酪農組合等に所属していない獣医師が圧迫されている実情がある。一方、地域によっては、酪農組合が獣医師の給与を支払えなくなった例もある。

## ウ 産業動物診療獣医師の養成

最初の記載は、「十分な人員数を」ではなく「十分な獣医師の人員数を」とし、(2)のオの記載は、「モチベーションの構築には最高だ。」ではなく、「モチベーションの構築には重要であり、」とするとわかりやすい。

## エ 家畜共済事業の運営について

(ア) 家畜共済の獣医師についても主体は診療であるものの、人数が少なく、それに加え、食の安全・安心等に関する業務は増加している。今後、ポジティブリスト制度の業務によりさらに負担が増加する。

(イ) 診療点数については診療の対価という観点から考慮すべきである。点数を上げることにより農家負担が増加し、国庫負担も増えるのではなく、獣医師の技術料として適正な額を要求すべきである。また、共済制度の運営については、病傷給付の限度額をどのように設定するかが重要であり、今後、その設定によって制度運営が変わってくるものと思われる。

(ロ) 家畜共済と家畜保健衛生所は、同じ現場で業務をしているが、連携が図られていない。診療獣医師は伝染性疾病と一般疾病を区別して診療しているわけではない。新たに疾病が発生した際も家畜保健衛生所のみで、早期に発見し、防圧することは困難な時代である。

双方が交流し、具体的な連携を図り、臨床系と家畜保健衛生所の人件費を効率的運用することにより、待遇改善も図れるのではないかと。本部会と家畜衛生部会との意見交換も必要である。

## オ 産業動物獣医師の収入の確保について

(ア) 畜産現場では、農家が減り、高齢の経営者が残っている現状である。今後、わが国の人口の減少に伴う、畜産物消費の影響等からも、産業動物診療獣医師は、十分な教育がされず、職務条件も悪く、給与も十分でないという状況が続く。

待遇改善については、あまり報酬に拘ると、獣医師は法律で定められた業務のみとなり、他の職種へ業務が委譲されることも懸念される。

(イ) 問題は収入だけでなく、獣医師が日常業務の中での誇りと評価を求めていることも考慮すべきである。社会的に評価されるということも重要な点である。

(ロ) (2)のウに、「処遇改善の元となる診療収入の確保対策について、検討すべきである」とあるが、これは本委員会として結論を示すべきである。

(エ) 畜産の現場は変わりつつあるが、獣医師の待遇、業務量の見直しがなされていない。については、共済点数の改善も重要であるが、産業動物臨床分野の中で家畜共済は一部にすぎないので、これに拘らず、例えば、獣医師雇い上げ手当

ての見直しの方向を模索すべきである。

- (オ) 獣医師の雇い上げ手当の「1日の額」を「半日の額」に改めてもらうことが最善であるとの意見もあるが、雇い上げ手当については、過去に農林水産省あて定期的に要請したものの、同省としては、この金額は人事院勧告の比率を基準として算定する予算額であり、財務省との交渉において実現することが非常に困難である旨回答を受けている。これを覆す理論構築が必要であり、その根拠を情緒論でなく、具体的に示す必要がある。

#### カ 中小家畜診療について

- (ア) 豚、鶏の診療分野への獣医師の進出については、その方策として獣医師が薬剤を処方できる動物数を限定できるような体制整備を行うことを考慮する必要がある。
- (イ) 鳥インフルエンザへの対応に見られるように、企業の獣医師は企業を守るために獣医師としての信念を失っている。このような獣医師を告発し、獣医師が診療しているからこそ畜産物が安全であることを広報する等、消費者を教育すべきである。

また、ワクチンや抗菌剤を用いて疾病を予防しながら、消費者に畜産物を提供している実態がある、このような畜産生産のあり方で国民、消費者の理解を得ることができるかを考慮する必要がある。

## IV まとめ

### 1 近藤委員長から、以下のとおり確認された。

- ① 提出した検討報告書案については、本日の議論を踏まえ、委員長及び副委員長で調整し、併せて小委員会の意見とも整合させ、取りまとめ(案)として整理する。
- ② 報告書(案)の取りまとめに先立ち、委員においては、字句等も含めて、原案を再度確認いただくとともに、4の(2)のウの「検討すべきである」という記載についての意見を含め、提言の内容については、6月中に各委員から事務局へ意見を提出する。

なお、検討報告書の内容は、これまでの議論の経緯から大学の臨床教育体制及び処遇問題が中心になると思われる。

- ・ 大学教育については、論点を重要事項に絞りたいので、各委員の意見を提出願いたい。
  - ・ 処遇については、雇い上げ手当の引き上げを重点的に取り上げることにしたいので、本件に関する新たな切り口について、各委員の意見を提出願いたい。
- ③ 本案については、次回の会議で最終取りまとめを行い、併せて提言の要請先等も検討したい。

### 2 横尾副委員長から、中小家畜動物臨床小委員会のスケジュールが示され、年度内に3回程度開催して取りまとめを行いたい旨説明された。